

神奈川県石油コンビナート等防災対策検討会の枠組みについて

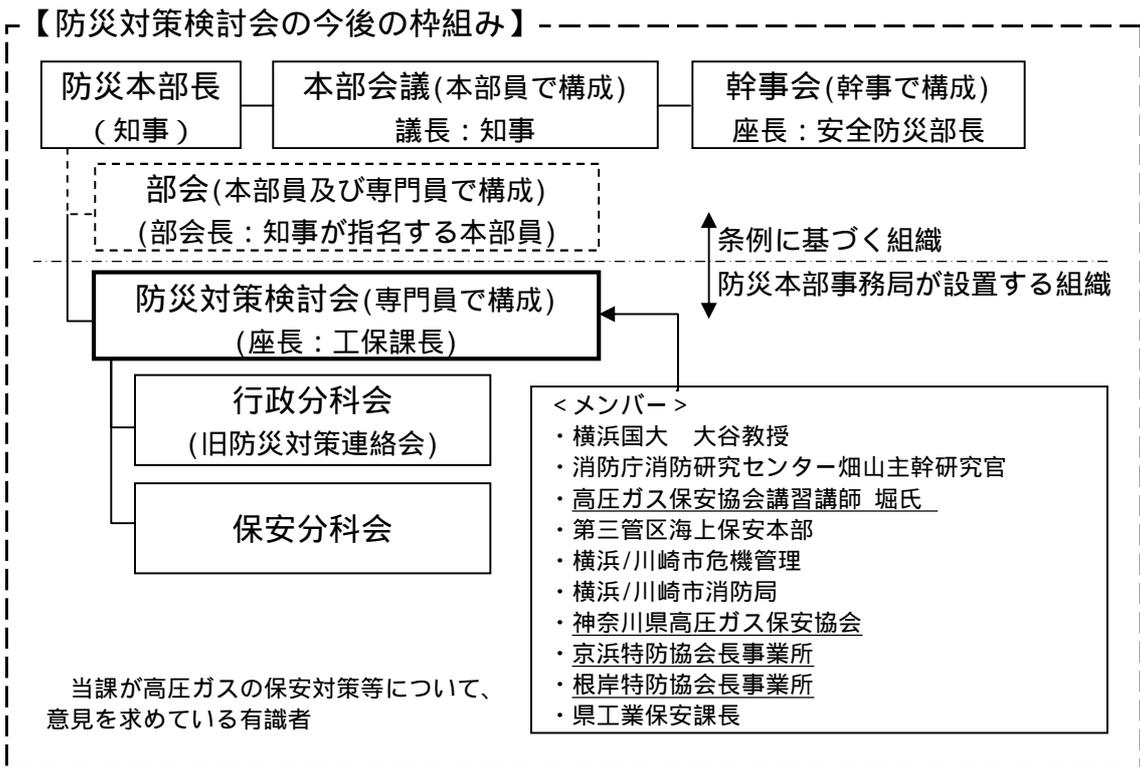
特別防災区域の防災力のさらなる向上に資するため、神奈川県石油コンビナート等防災対策検討会(以下、「防災対策検討会」という。)の役割を追加し、枠組みを変更する。

1 防災対策検討会の取組みについて

「防災対策検討会」は、石油コンビナート等特別防災区域に係る防災対策等の検討のため、神奈川県石油コンビナート等防災本部の下に平成 23 年に設置され、防災アセスや防災計画等について、検討してきた。

今回、特別防災区域の防災力のさらなる向上に資するため、以下の役割を追加し、枠組みを変更する。

防災計画の進捗状況を調査、把握するとともに、調査結果からコンビナートでの新たな課題を抽出、対応することで、予防対策を促進する。
検討会の下に分科会を設置し、保安対策等に係る技術的事項や訓練等の行政による対応等の個別の課題について、検討・調整を行う。



2 分科会の設置について

(1)行政分科会

これまで防災計画や訓練等について、関係行政機関で調整をする場として設置していた「防災対策連絡会」を、「行政分科会」に名称変更する。

今年度の主な検討・調整事項

- ・ 石油コンビナート特定事業所予防対策進捗状況調査に係る調整
- ・ 石油コンビナート等防災本部訓練に係る調整

(2)保安分科会

コンビナートに係る個別の課題について、より具体的な対応ができるように、保安対策等に係る技術的事項の詳細を検討する場として、新たに設置する。

(保安分科会構成員は資料1別紙(要綱)参照)

今年度の主な検討・調整事項

- ・ 石油コンビナート特定事業所予防対策進捗状況調査に係る調査内容及び結果検証
- ・ 神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準の見直し
- ・ その他(当課で検討してきた課題 について適宜検討を継続)

県工業保安課で検討してきた課題

当課では、高圧ガス施設に係る老朽化対策や耐震対策等について、継続的に検討をしており、これらはコンビナート地域でも課題となっている。

県高圧ガス施設耐震設計基準の見直し(計器室等の耐震化含む)

老朽化対策に係る指導方針(保温材下の配管、耐火材下の脚柱等)

溶接補修後の耐圧試験に係る運用方針

3 今年度の取組みについて

資料6による。

(議事ア～ウについて説明及び議論ののち、全体の取組み予定として説明)

神奈川県石油コンビナート等防災対策検討会設置及び運営要綱

(設 置)

第 1 条 石油コンビナート等特別防災区域に係る防災対策等について検討を行うため、神奈川県石油コンビナート等防災本部に神奈川県石油コンビナート等防災対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 石油コンビナート等特別防災区域に係る防災に関すること。
- (2) その他石油コンビナート等災害防止法及び高圧ガス保安法に関すること。

(委 員)

第 3 条 検討会は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第28条第 7 項の規定に基づき、知事が任命する専門員をもって構成する。

(座 長)

第 4 条 検討会の座長は、神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課長の職にあるものをもって充てる。

2 座長は、会議の事務を総理し、検討会を代表する。

(会 議)

第 5 条 検討会は、座長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。ただし、座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者を座長に充てる。

2 委員が欠席する場合は、当該委員が代理者を指名し、座長に報告することにより出席することができる。

3 座長が必要と認めるときは、検討会に関係者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第 6 条 検討会の庶務は、神奈川県石油コンビナート等防災本部事務局（安全防災局安全防災部工業保安課）において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項については、座長が定める。

(分科会)

第 8 条 検討会の下には、行政分科会及び保安分科会（以下併せて「分科会」という。）を設置することができる。

2 行政分科会は、別表 1 に定める機関の職員をもって構成する。

3 保安分科会は、別表 2 に定めるものをもって構成する。なお、保安分科会は、検討課題に応じて、神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課長が、別表 2 に定めるものから指名するものをもって開催することができる。

4 分科会の座長は、神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課コンビナートグループグループリーダーの職にあるものをもって充てる。

5 分科会の招集等については、第 5 条から第 7 条までの規定を準用する。この場合において、各条項中「検討会」とあるのは「分科会」と読み替えるものとする。

- 附 則 この要綱は、平成 23 年 11 月 25 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 25 年 3 月 21 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 27 年 12 月 4 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 28 年 6 月 2 日から施行する。

神奈川県石油コンビナート等防災対策検討会行政分科会 構成機関

機 関 名
第三管区海上保安本部警備救難部
横浜市総務局危機管理室危機管理部
川崎市総務局危機管理室
横浜市消防局
川崎市消防局
神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課

神奈川県石油コンビナート等防災対策検討会保安分科会 構成員

所属・職名等	氏 名
元J X日鉱日石サイトセキュリティ株式会社 代表取締役	太 田 進
元社団法人神奈川県高圧ガス協会	大 窪 正 宏
元石油連盟	紺 野 臣 郎
有限会社プラント地震防災アソシエイツ 代表	稲 葉 忠
一般社団法人神奈川県高圧ガス保安協会 会長	室 園 康 博
公益社団法人神奈川県LPガス協会 会長	古 川 武 法

石油コンビナート等災害防止法第28条第7項の規定に基づく専門員一覧

所 属 ・ 職 名 等	氏 名
横浜国立大学大学院環境情報研究院教授	大 谷 英 雄
消防庁消防大学校消防研究センター施設等災害研究室長	畑 山 健
高圧ガス保安協会高圧ガス保安責任者講習講師 (元工業保安課専任技幹・元神奈川県高圧ガス保安協会副会長)	堀 郁 夫
第三管区海上保安本部警備救難部長	田 村 安 正
横浜市総務局危機管理室危機管理部長	松 原 正 之
川崎市総務企画局危機管理室長	平 野 敏 行
横浜市消防局予防部長	松 田 康 博
川崎市消防局予防部長	原 悟 志
JFEスチール株式会社東日本製鉄所(京浜地区) 環境・防災部 副部長	橘 香 樹
J X エネルギー株式会社根岸製油所 環境安全グループマネージャー	市 川 淳
神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課長	穂 積 克 宏

(敬称略)

神奈川県高圧ガス保安協会にも、専門員の委嘱を打診中。人選完了後、任命・追加予定。